平成２２年（フ）第５９０号
札幌市北区篠路６条６丁目２番15号
債務者　小林ハツヱ
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６１号
札幌市北区新琴似８条７丁目７番１号　第５相原コーポ103号
債務者　藤原　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６８号
札幌市中央区南14条西８丁目５番32―304号
債務者　渡辺　泰彦
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７２号
札幌市手稲区新発寒６条１丁目４番23号　ウエストコーポＪ―101号
債務者　一刀　則子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８８号
札幌市中央区南19条西10丁目１番15―602号
債務者　藤井　　進
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９３号
札幌市手稲区富丘３条４丁目11番３―302号
債務者　玉村　知美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９７号
札幌市清田区真栄１条２丁目１番６―405号
債務者　木田　　元
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５８号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目１番45―101号
債務者　上野　厚子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５号
北海道稚内市萩見３丁目15番21号
債務者　山田　　綾（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第５３号
福島県会津若松市門田町大字日吉字対馬館16番地の９
債務者　岩澤　　真
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
群馬県高崎市吉井町石神197番地２
債務者　片野　直樹
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第８４号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡877番地５
債務者　角倉　明夫
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第８５号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡877番地５
債務者　角倉真知子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１１４号
静岡県沼津市大諏訪532番地の１　サクセスコート303
債務者　保科　政彦
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１５号
大阪府河内長野市大矢船西町２番　ロジェ長野５棟104号室
債務者　辻内　　律
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９９６号
堺市美原区さつき野東２丁目15番地９
債務者　フロリアードこと　坂手　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
堺市南区高倉台１丁３番２―1401号
債務者　菅生　純子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２２９号
堺市中区八田北町10番地31　23棟306号、前住所堺市南区深阪南159番地　藤和シティホームズ泉ヶ丘３番館201号
債務者　中尾　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係